

積極的(意図的)虐待の例

- ・殴る、蹴る、熱湯をかける、動物を鬪わせるなど、動物がけがを負う又はけがを負う恐れのある行為や暴力を加える
- ・心理的抑圧、恐怖を与える
- ・酷使する

など

ネグレクトの例

- ・世話をしないで放置する
- ・健康管理をしないで放置する
- ・病気を放置する
- ・健康や安全が保てない場所に拘束して衰弱させる
- ・排せつ物の堆積した場所や、他の愛護動物の死体が放置された場所で飼養する

※個々の案件に係る判断は動物及び動物の所有者等の置かれている状況等を考慮して個別に行われます。

人間以外の動物の一生の基本的ニーズ(生理的、環境的、心理的、社会的)は人間と共に通していますが、飼養下あるいは人間によって制限された環境にいる動物たちは、これらのニーズを自身で満たすことができません。これらの状況において、人間ができる限りその動物が苦痛を受けずに生活ができるようにする義務があります。また動物への虐待は、人への犯罪的虐待行為につながる場合があることも指摘されています。

なお、食用にする場合、治る見込みのない病気やけがで動物がひどく苦しんでいる場合など、正当な理由で動物を死に至らせる行為は、みだりな殺傷や虐待ではありませんが、その場合でも、できる限り苦痛を与えない方法をとらなければなりません。

2 遺棄の禁止

命あるものである動物の飼い主の責任には、動物を愛情をもって正しく飼うことだけでなく、最後まできちんと飼うことも含まれます。飼っている動物を遺棄することは、動物を事故などの危険にさらし、飢えや渴きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑を及ぼします。

また、日本の自然界に生息しているなかった外来生物や飼い猫が野外に放たれるなどして野生化し、それによる農林水産業被害や生態系への悪影響も大きな社会問題になっています。

